

令和2年度7月補正予算

# 京都市事業継続に向けた 業種別団体等担い手確保・育成支援補助金

・ウィズコロナ社会に対応するための人材確保や人材育成等の事業に取り組む業種別団体等に対して、合同企業説明会の開催や新型コロナウイルス感染症の影響による離職者や収入減少者等の新規雇用、資格取得や研修などに要する経費を補助します。

詳細は裏面へ👉

補助率

**4/5** 以内

補助金額

上限 **100万円**

(新規雇用する場合)

- ※ 1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、新たに3箇月以上の雇用がある方に限ります。
- ※ 対象労働者が3箇月以内に自己都合で退職された場合でも、その労働者についての補助金は支給しません。
- ※ 対象労働者については、雇用日から3箇月経過時に、京都市民である必要があります。

## 補助対象者

次の①～④のいずれにも該当する事業主

① 設立後、1年以上経過した業種別団体等

② 主たる事務所を京都市内に設けており、構成員の半数以上が京都市内に事業所を有していること

③ 生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、一般社団法人等の場合は、構成員の2/3以上が中小企業であること

④ 京都市税の滞納がない業種別団体等

※その他にも要件があります。詳細はホームページで御確認ください。

## 事業実施期間

令和2年6月1日～令和2年12月31日に完了する事業

労働者の雇用開始日は、令和2年6月1日～令和2年10月1日に限る

## 受付期間

令和2年**7月31日**(金)～令和2年**8月25日**(火)

※ 令和2年8月25日(火)当日消印有効

## 申請方法

**郵送受付**のみ

※ コロナウイルス感染防止のため、御理解・御協力をお願いいたします。

<郵送先> 〒604-8106京都市中京区丸木材木町670-1  
吉岡御池ビル3階  
京都市「業種別団体等担い手確保・育成支援補助金」事務局宛て

## 申請書

**ホームページ**からダウンロードしてください。

**お問い合わせ先**

(開設時期:令和2年7月31日～)

京都市「業種別団体等担い手確保・育成支援補助金」事務局

075-746-3764

9:00～17:00(土日祝日及び年末年始を除く)

申請書



京都市

CITY OF KYOTO

## Q 1 この補助金はどのような経費に使えますか？

補助金の交付対象となる経費は、次のとおりです。

(1) 新たに3箇月以上雇用する労働者に対する賃金（ただし、収入減少者であって主たる勤務事業所等から副業・兼業を許可されている労働者は、3箇月以上の雇用を要しません。）

**【具体例】** 次に掲げる方を3箇月間雇用したときの賃金

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消者等
- ・就職が困難な方（就職氷河期世代や高齢者、障害者、生活保護受給者など）

(2) 合同説明会等の人材募集活動、及びセミナーや研修等の教育訓練に要する経費

**【具体例】** 講師謝金（講師分に限る）及び旅費、会場費、広告費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、委託料

## Q 2 補助対象者とならない場合がありますか？

補助対象者とならない方は、次のとおりです。

- ・暴力団員等又は暴力団密接関係者を役員及び使用人としている者
- ・性風俗営業等を営む事業者で構成される者
- ・申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている者
- ・本市が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

## Q 3 補助対象外となる経費はありますか？

(1) 新たに3箇月以上雇用する労働者に対する賃金

次の者を雇用した場合に支払う賃金

- ・令和2年6月1日以降、当該業種別団体等において、労働者として雇用されたことがある者
- ・過去1年間に、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある業種別団体等又は事業主に雇用されていた者
- ・雇入れ業種別団体等の理事・役員等の3親等以内の親族である者

(2) 合同説明会等の人材募集活動、及びセミナーや研修等の教育訓練に要する経費

OA機器や什器等の購入費、家賃等の固定経費、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料、振込手数料、飲食・接待費、税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

## Q 4 補助金は先着順ですか？

この補助金は先着順となります。補助申請の総額が予算の上限に達した場合等は、申込書受付期間内であっても、申請受付を締め切る場合があります。

## Q 5 補助金はいつ受け取れますか？

補助金の予定額は、9月上旬に郵送でお知らせします。その後、事業完了後に提出いただく、領収書の写し等を添付した実績報告書を確認後、補助金額を確定し、速やかにお支払いします。そのため、補助金の支給は、実績報告書提出の翌月頃となる見込みです。

## Q 6 他の補助金との併用はできますか？

本市の他の補助金のほか、国や京都府、他の行政機関等から補助金を受ける(受けた)事業についても申請可能ですが、他の補助金等がある場合、この補助金との合計額が事業費の総額を超えて受けることはできません。